社会福祉法人　恵風会　定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

（イ）　特別養護老人ホームの経営

（ロ）　軽費老人ホームの経営

（２）　第二種社会福祉事業

（イ）　老人デイサービスセンターの経営

（ロ）　老人短期入所事業の経営

（ハ）　介護老人保健施設の経営

（ニ）　老人居宅介護等事業の経営

（ホ）　認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人恵風会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2.　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を岡山県岡山市中区今谷 770 の１番地に置く。

2.　前項のほか、従たる事務所を岡山県岡山市中区今在家 304 番地６に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2.　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

3.　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4.　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5.　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2.　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3.　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第８条　評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第10条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）　理事及び監事の選任又は解任
（２）　理事及び監事の報酬等の額
（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）　定款の変更
（６）　残余財産の処分
（７）　基本財産の処分
（８）　社会福祉充実計画の承認
（９）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第11条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2.　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2.　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　定款の変更
（３）　その他法令で定められた事項
3.　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第4章　役員及び職員

(役員の定数)

第15条　この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名

(2) 監事2名

2. 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条　理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第21条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等とし

て支給することができる。

（職員）
第 22 条　この法人に、職員を置く。
2. この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章　理事会

（構成）
第 23 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第 24 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（1）　この法人の業務執行の決定
（2）　理事の職務の執行の監督
（3）　理事長の選定及び解職

（招集）
第 25 条　理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第 26 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事がその提案について異議を述べなかったときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 27 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2. 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第 6 章　資産及び会計

（資産の区分）
第 28 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。
2. 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
3. その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第 29 条　基本財産を処分し又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岡山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岡山市長の承認は必要としない。

（１） 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２） 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し又は確実な有価証券に換えて保管する。
3. 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式等に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）
第31条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第32条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１） 事業報告
（２） 事業報告の附属明細書
（３） 貸借対照表
（４） 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５） 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６） 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3. 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１） 監査報告
（２） 理事及び監事並びに評議員の名簿
（３） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４） 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第33条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第34条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第35条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第7章　公益を目的とする事業

（種別）

第36条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）　居宅介護支援事業
（2）　生活支援訪問サービス
（3）　生活支援通所サービス
（4）　訪問リハビリテーション

2.　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章　解散

（解散）

第37条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第38条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章　定款の変更

（定款の変更）

第39条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岡山市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2.　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を岡山市長に届け出なければならない。

第10章　公告の方法その他

（公告の方法）

第40条　この法人の公告は、社会福祉法人恵風会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第41条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	宮本政義
理事	宮寺克彦
〃	安井立弥
〃	橋本満巨
〃	岡崎　克
〃	古家武雄

〃　　船曳三郎
監事　　中村国繁
〃　　五島次夫

附　則

1　昭和５６年　５月２０日　　認可
2　平成　５年１１月１２日　　定款一部変更
（第二種社会福祉事業の新設、準則改正、評議員会の設定、理事定数減、基本財産繰り入れ）
3　平成　５年１２月２２日　　定款一部変更
（基本財産の追加）
4　平成　８年　３月２９日　　定款一部変更
（事業目的の追加）
5　平成１０年　２月　９日　　定款一部変更
（権限の委譲、準則の改正に準拠）
6　平成１２年　５月２９日　　定款一部変更
（事業目的の追加、介護保険法に基づく指定）
7　平成１５年１１月１０日　　定款一部変更
（事業目的の追加、準則の改正）
8　平成１８年　３月２０日　　定款一部変更
（準則の改正に準拠、基本財産の土地合筆）
9　平成１８年　８月２１日　　定款一部変更
（準則の改正に準拠、事業廃止により事業目的削除）
10　平成１９年　７月　９日　　定款一部変更
（準則の改正に準拠）
11　平成２１年　１月２３日　　定款一部変更
（恵風荘付属建物　新築登記）
12　平成２３年　８月　１日　　定款一部変更
（恵風荘新館　新築登記）
13　平成２４年　１０月２９日　　定款一部変更
（土地、実測により訂正）
14　平成２６年　１２月２４日　　定款一部変更
（事業の廃止による事業目的の削除、指導監査による文言の訂正、基本財産の追加）
15　この定款は、平成29年4月1日から施行する。
16　平成２９年　４月　１１日　　定款一部変更
（基本財産の追加）
17　平成３０年　８月　３１日　　定款一部変更
（総合事業の実施に伴う事業の追加）
18　令和 元 年　７月　２９日　　定款一部変更
（常務理事の廃止）
19　令和 3 年　３月　２９日　　定款一部変更
（基本財産の追加）
20　令和 3 年　７月　２６日　　定款一部変更
（従たる事務所の所在地の追加、総合事業の実施に伴う事業の追加）
21　令和 4 年　１月　１１日　　定款一部変更
（基本財産の処分）
22　令和 4 年　４月　１４ 日　　定款一部変更
（種別の追加）

別表

1. 土　地

（１）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７７０番１（恵風荘敷地）　858.00 ㎡

（２）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７７０番２（恵風荘敷地）　171.00 ㎡

（３）岡山県岡山市中区今谷字下唐尾　７７６番１（恵風荘敷地）　2，138.56 ㎡

（４）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７６８番（恵風荘敷地）　122.00 ㎡

（５）岡山県岡山市中区海吉字唐尾　４６９番１（恵風荘敷地）　1，083.00 ㎡

（６）岡山県岡山市中区今谷字下唐尾　７８０番１（恵風苑本館敷地）　631.00 ㎡

（７）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７９７番１（恵風苑本館敷地）　500.35 ㎡

（８）岡山県岡山市中区海吉字唐尾　４７２番１（恵風苑本館敷地）　1，050.94 ㎡

（９）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７６９番１
（恵風荘短期保護施設敷地）　9.11 ㎡

（１０）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７６９番２
（恵風荘短期保護施設敷地）　423.89 ㎡

（１１）岡山県岡山市中区今谷字下唐尾　７８０番２（旧恵風苑別館敷地）　198 ㎡

（１２）岡山県岡山市中区今谷字下唐尾　７７６番２（旧恵風苑別館敷地）　7.43 ㎡

（１３）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７８６番２（旧恵風苑別館敷地）　34 ㎡

（１４）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７８７番４（旧恵風苑別館敷地）　0.74 ㎡

（１５）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７８５番１（旧恵風苑別館敷地）　644.66 ㎡

（１６）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７８５番２（旧恵風苑別館敷地）　5.72 ㎡

（１７）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７９４番２（旧恵風苑別館敷地）　33 ㎡

（１８）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７９５番１（旧恵風苑別館敷地）　40.00 ㎡

（１９）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７９６番　（旧恵風苑別館敷地）　230 ㎡

（２０）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７０２番６（旧恵風苑別館敷地）　5，540.00 ㎡

（２１）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７４９番２（旧恵風苑別館敷地）　403.00 ㎡

（２２）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７４９番３（旧恵風苑別館敷地）　88.00 ㎡

（２３）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７４９番４（旧恵風苑別館敷地）　0.40 ㎡

（２４）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７４９番５（旧恵風苑別館敷地）　12 ㎡

（２５）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７５３番３（旧恵風苑別館敷地）　53.00 ㎡

（２６）岡山県岡山市中区今谷字唐尾　７５３番４（旧恵風苑別館敷地）　94.00 ㎡

（２７）岡山県岡山市中区海吉字唐尾　４７７番　（恵風苑敷地）　356 ㎡

（２８）岡山県岡山市中区今谷字下唐尾　７８４番１（旧恵風苑別館敷地）　11.00 ㎡

（２９）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７９７番５（旧恵風苑別館敷地）　6.23 ㎡

（３０）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７８８番２（ケアハウス恵園敷地）　557.90 ㎡

（３１）岡山県岡山市中区今谷字東溜　７８８番３（ケアハウス恵園敷地）　672.34 ㎡

（３２）岡山県岡山市中区今谷字寺前　７４１番
（グループホームめぐみの家敷地）　1,075.59 ㎡

（３３）岡山県岡山市中区今谷字寺前　７４１番２
（グループホームめぐみの家敷地・恵風荘デイサービスセンター敷地・
恵風苑敷地）　26.07 ㎡

（３４）岡山県岡山市中区今谷字寺前　７３８番２（ケアハウス恵園敷地）　67.20 ㎡

（３５）岡山県岡山市中区今谷字寺前　７２７番１（ケアハウス恵園敷地）　810 ㎡

（３６）岡山県岡山市中区今谷字寺前　７２７番３
（ケアハウス恵園敷地・恵風荘デイサービスセンター敷地・
恵風苑敷地）　1,863 ㎡

（３７）岡山市中区今在家字宮西南３０４番６　（恵風苑敷地）　2，422.32 ㎡

（３８）岡山市中区今在家字宮西３１２番４　（恵風苑敷地）　1，836.40 ㎡

（３９）岡山市中区中島字郷境１７８番４　（恵風苑敷地）　973.90 ㎡

2. 建　物

(1) 岡山県岡山市中区今谷字下唐尾７７６番地1、岡山市中区今谷字唐尾７７０番地１
所在

鉄筋コンクリート造陸屋根３階建　恵風荘建物　　１棟　2,108.62 ㎡

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　付属建物　　１棟　27.55 ㎡

(2) 岡山県岡山市中区海吉字唐尾４７２番地１、岡山市中区今谷字東溜７９７番地１
岡山市中区今谷字下唐尾７８０番地　所在

鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付３階建
恵風苑本館建物　　１棟　3,299.14 ㎡

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
付属建物　　１棟　6.86 ㎡

(3) 岡山県岡山市中区今谷字東溜７９７番地１　所在

鉄骨造スレート葺２階建　　運転手控室　　１棟　57.60 ㎡

(4) 岡山県岡山市中区今谷字唐尾７７０番地１、７６９番地１、７６８番地、
７６９番地２、７７０番地２　所在

鉄骨造陸屋根平家建　恵風荘短期保護専用施設　　１棟　409.69 ㎡

(5) 岡山県岡山市中区今谷字東溜７８８番地２、７８５番地１、７８８番地３　所在

鉄筋コンクリート造陸屋根４階建　ケアハウス恵園
１棟　1,931.43 ㎡

(6) 岡山県岡山市中区今谷字寺前７４１番地　所在

鉄骨造スレート葺平家建　グループホームめぐみの家
１棟　306.90 ㎡

(7) 岡山県岡山市中区海吉字唐尾４６９番地１　所在

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき高床式２階建　恵風荘新館
１棟　364.20 ㎡

(8) 岡山県岡山市中区今谷字寺前７２７番地３　所在

鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき４階建
恵風荘デイサービスセンター
１棟　2,337.46 ㎡

(9) 岡山県岡山市中区今在家字宮西南 304 番地 6、岡山市中区今在家字宮西 312 番地 4
岡山市中区中島字郷境 178 番地 4　所在

鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 5 階建　恵風苑
１棟　9,004.19 ㎡